

諮問番号：平成24年（情）諮問第3号

平成24年（情）諮問第4号

事件名：生活保護における就労支援（生業扶助の支給）に係る会計検査の結果を受けて、会計検査院が内閣総理大臣等に対して発送した公表していない行政内部の勧告文書の不開示決定（不存在）に関する件  
生活保護における就労支援（生業扶助の支給）に係る会計検査の結果を受けて、会計検査院が会計検査院法第36条の規定に基づき作成した文書の開示決定に関する件

諮問日：平成24年12月20日

答申番号：答申（情）第58号（平成24年（情）諮問第3号）

答申（情）第59号（平成24年（情）諮問第4号）

答申日：平成26年 6月30日

## 答申書

### 第1 審査会の結論

#### 1 平成24年（情）諮問第3号関係

平成24年10月20日及び21日の新聞に掲載された生活保護における就労支援（生業扶助の支給）に係る会計検査の結果を受けて、会計検査院が内閣総理大臣又は厚生労働大臣に対して発送した公表していない行政内部の勧告文書（以下「3号請求文書」という。）に対する開示請求（以下「3号開示請求」という。）につき、不存在を理由に不開示とした決定は妥当である。

#### 2 平成24年（情）諮問第4号関係

24年10月20日及び21日の新聞に掲載された生活保護における就労支援（生業扶助の支給）に係る会計検査の結果を受けて、会計検査院が会計検査院法（昭和22年法律第73号）第36条の規定に基づき作成した文書（以下「4号請求文書」という。）に対する開示請求（以下「4号開示請求」という。）につき、同条の規定に基づく処置要求「生活保護における就労支援（生業扶助の支給）について」（24年10月19日付け厚生労働大臣宛ての公文書）の全文の写し（以下「4号対象文書」という。）を特定して開示した決定は妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平

成 11 年法律第 42 号。以下「情報公開法」という。) 第 3 条の規定に基づく開示請求に対し、処分庁である会計検査院事務総長が 24 年 11 月 26 日付け 240 普第 312 号により行った不開示決定(不存在)(以下「3 号不開示決定」という。)及び同日付け 240 普第 313 号により行った全部開示決定(以下「4 号全部開示決定」という。)について、その取消しを求めるといふものである。

## 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の主たる理由は、審査請求書等の記載によると、おおむね以下のとおりである。

### (1) 審査請求書

ア 情報公開法によれば、行政文書の定義は「行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書」で、紙又は紙以外の媒体で「当該行政機関が保有しているもの」としている。これが原則である。ただし、官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものは除くとしている。

日本国憲法第 90 条に基づく検査報告は、毎年、11 月に「検査報告」が、2 月に「会計検査のあらまし」が、それぞれ出版されている。

会計検査院は、情報公開法の趣旨に照らした処理を怠っている。4 号全部開示決定は、情報公開法に基づいた処分を行うべきではないのに行ってしまった。不当である。3 号不開示決定で、審査請求人が開示請求した文書の名称を「公表されていない勧告文書」としたのは、情報公開法の行政文書の定義を前提としたものだからである。

イ 審査請求人は、当初、新聞で取り上げられた厚生労働省の生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)における生業扶助の技能修得費に関する文書を求め、会計検査院に電話を架けて尋ねたが、厚生労働省から取得した文書を含め、全て拒否され、結局、このような形になったものである。3 号開示請求が間違いであれば保留すべきであり、このような不開示決定通知書(3 号不開示決定)を送ってくること自体、処分の無駄である。

### (2) 意見書

ア 3 号開示請求の請求内容は、「2012 年(平成 24 年)10 月 20 日(土)～21 日(日)に、新聞(朝刊)紙上で記事となった生活保護法における生業扶助の技能修得費での検査結果を受けて、会計検査院が内閣総理大臣または厚生労働大臣に対して行なった公表されていない行政内部の勧告文書。」である。これで、不開示とする理由が

どこにあるのか。例えば、次のように考えることはできないか。

「内閣総理大臣」の方は、憲法第90条第1項に基づいて、会計検査院が前年度決算の会計検査を行った後、行政文書としての「検査報告」を内閣に対して送付する場合、必ず何らかの通知に付属された形で送付されなければならない。同項の規定は、いわば、内閣と会計検査院との契約とみなすことが可能である。会計検査院に、前年度決算の会計検査を行い、内閣に提出する義務が債務として生じている片務契約である。債務を完了したことを証明する文書が必ず存在する。また、「厚生労働大臣」の方は、4号全部開示決定に係る開示の実施文書をみると、頁の表示がなく、会計検査院長の公印が押されておらず、割り印もない。「会計検査のあらまし」によれば、審査請求人が着目した文書以外にも会計検査院法第36条に基づき厚生労働省に対して交付した意見書の類が存在していたはずである。それをまとめて、正式な行政文書の通知に付属した形で、それらの意見書を送付したはずである。

イ 25年6月中旬に、厚生労働省に対して開示請求を行い、その結果、会計検査院の悪乗りが判明した。4号対象文書の原本である厚生労働大臣宛ての公文書を見て呆れてしまった。厚生労働省から開示を受けた文書には、会計検査院長の公印や割り印が存在する。諮問庁によると、4号対象文書は、厚生労働大臣宛てに発遣された公文書の写しであり、行政文書として管理されているものと説明しているが、これは虚偽だということが、はっきりと分かる。

ウ 会計検査院のホームページをみると、受取人名と差出人名を除き、4号対象文書と同一の内容のものが、公表資料として掲載されている。

厳密にみれば、今回の会計検査院の対応は法律に照らして間違っていないのかもしれないが、審査請求人は、同院の職員が審査請求人を弄んだとみている。会計検査院は、あまりにも、良心的に職務を行っていない。

地元図書館のインターネットで会計検査院のホームページをみたら、4号対象文書と同一の内容を確認できたし、県立図書館にある検査報告をみたら、開示請求手数料300円を支払うような価値はないと思えてくる。

エ 「会計検査のあらまし」をみると、会計検査院長が内閣総理大臣に対して検査報告を手渡している写真が掲載されているが、会計検査院が内閣に対し、正式な文書なしで、このような要人2人を動かし写真

を撮る訳がない。3号請求文書として、何らかの文書が存在する可能性のある証拠である。また、繰り返しになるが、4号対象文書の原本である厚生労働大臣宛ての公文書のみを無造作に厚生労働省に送るとは到底思えない。

会計検査院の行為は、正当なものと判断されるかもしれないが、どこかが釈然としない。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 開示決定等の経緯

##### (1) 3号開示請求

審査請求人は、24年10月27日付けで、3号開示請求として、「2012年（平成24年）10月20日（土）～21日（日）に、新聞（朝刊）紙上で記事となった生活保護法における生業扶助の技能修得費での検査結果を受けて、会計検査院が内閣総理大臣または厚生労働大臣に対して行なった公表されていない行政内部の勧告文書。」に対する開示請求を行った。

これに対し、処分庁は、形式上の不備が存在しないものと認め、また、3号開示請求の開示請求書に「請求者（申請者）の請求する行政文書が存在していなければ、その不存在を文書として通知を行なって下さい。行政手続ルール上、必ず受付を行ない、判断を下して下さい。」との記載があったため、この審査請求人の意向を踏まえ、24年10月29日付けで受付処理を行い、開示決定等の事務に着手した。

##### (2) 4号開示請求

審査請求人は、24年10月30日付けで、処分庁に対し、「行政文書開示請求書補正の申し立て」と題する文書（以下「本件申立文書」という。）を送付した。本件申立文書には、「請求する行政文書の名称等」欄に「2012年（平成24年）10月20日（土）～21日（日）に、新聞（朝刊）紙上で記事となった生活保護法における生業扶助の技能修得費での検査結果を受けて、会計検査院が会計検査院法第36条に基づいて作製された行政文書。」と記載され、また、「その他」欄に「10月27日（土）に郵送を行なった行政文書開示請求書の補正の申し立てです。」と記載されていた。

これに対し、処分庁は、24年11月1日に、次のとおり、審査請求人に電話にて説明を行った。

ア 3号開示請求は、既に開示決定等の事務に着手していること。

イ 法令上、開示請求書の補正は行政側が行うものであり、開示請求者

である審査請求人が3号開示請求の開示請求書の補正を申し立てることはできないこと。

ウ 処分庁において本件申立文書を受理する場合は、新規の開示請求として取り扱うこととなり、その場合、開示請求手数料として、新たに300円分の収入印紙の納付が必要となること。

エ 新規の開示請求として本件申立文書を受理した場合、4号対象文書を特定して開示決定を行う予定であるが、これと同様の文書が会計検査院のホームページに掲載されているため、これにアクセスすれば開示請求に係る手続を行わなくても閲覧等ができること。

オ 本件申立文書を新規の開示請求とはしない場合は、受付処理及び収入印紙の消印手続を行わず、本件申立文書及び未消印の収入印紙を返戻すること。

そして、処分庁は、24年11月2日付けで、「御連絡票」を審査請求人に送付することにより、上記の説明内容を再度伝達するとともに、この「御連絡票」にて、同月16日までに審査請求人から連絡がない場合は、本件申立文書を新規の開示請求として受け付けることとし、その場合には、本件申立文書の表題を「行政文書開示請求書補正の申し立て」から「行政文書開示請求書」に改め、「その他」欄の「10月27日(土)」に郵送を行なった行政文書開示請求書の補正の申し立てです。」との記載部分を削除し、また、字句の修正を行うなどの補正を行う旨を伝達した。

審査請求人は、前記の電話連絡後、新たな開示請求手数料300円分の収入印紙を処分庁宛てに送付した。

そして、処分庁は、24年11月2日に新たな開示請求手数料300円分の収入印紙が到達したことを受け、前記のとおり補正の上、本件申立文書を新規の開示請求(4号開示請求)として受付処理を行い、開示決定等の事務に着手した。

### (3) 3号不開示決定

処分庁は、3号開示請求に対し、会計検査院には、行政内部において勧告する権限がないことから、行政内部の勧告文書を作成又は保有することはなく、仮に審査請求人が会計検査院法第36条の規定による処置要求を勧告と認識したものと解しても、本件処置要求「生活保護における就労支援(生業扶助の支給)について」(厚生労働大臣宛ての公文書)は、3号開示請求の時点で既に公表されていたことから、3号請求文書は存在しないと判断した。

そして、処分庁は、3号請求文書を作成しておらず、保有していないため、24年11月26日付けで不開示決定を行った。

(4) 4号全部開示決定

処分庁は、4号開示請求に対して4号対象文書を特定し、当該対象文書には不開示とすべき部分が存在しないため、24年11月26日付けで全部開示決定を行った。

(5) 審査請求の提起

審査請求人は、24年11月29日付けで、3号不開示決定及び4号全部開示決定を不服として、それぞれ審査請求を提起した。

2 3号不開示決定及び4号全部開示決定の妥当性に関する諮問庁の所見

(1) 行政機関は開示請求に係る行政文書を保有しない場合には不開示決定を行うべきものであること

処分庁が、3号開示請求の請求内容である「2012年(平成24年)10月20日(土)～21日(日)に、新聞(朝刊)紙上で記事となった生活保護法における生業扶助の技能修得費での検査結果を受けて、会計検査院が内閣総理大臣または厚生労働大臣に対して行なった公表されていない行政内部の勧告文書。」を行政文書として保有しているか否かについて検討するに、前記1(3)の記載のとおり、3号請求文書は存在しなかったものである。

そして、開示請求に係る行政文書を当該行政機関が保有していない場合は、情報公開法第9条第2項の規定に基づき不開示決定を行うことになるところ、3号開示請求に関しては、請求文書を保有していないことから、3号不開示決定が行われたことは当然であったというべきである。

(2) 行政機関が開示請求書を受け付けた後の開示請求者からの補正の求めは本来的に想定されるものではないこと

一般に、申請が行政庁の事務所への到達により成立すれば、行政庁には遅滞なく審査をする義務が生じ(行政手続法(平成5年法律第88号)第7条)、申請書の記載事項、添付書類、申請期間その他の形式要件の審査を行った後、これに不備が発見されなければ、直ちに申請に対する諾否を判断するための実質審査に進まなければならないこととなる。このように、行政手続法上、申請に対する処分については、迅速で公正な処理を確保することが要請されている。

3号開示請求に関し、審査請求人は、24年10月30日付けの本件申立文書により、3号開示請求の開示請求書の補正を求めているが、処分庁は、同月29日付けで3号開示請求の受付処理を既に済ませていた。

情報公開法に基づく開示請求も上記の行政手続法における申請に該当するところ、このような補正の求めは、既に開示決定等に係る審査に着手しているにもかかわらず、そのやり直しを求めるものであり、このような取扱いを是認すれば、行政機関において審査を了しようとする時点であっても、補正の求めが提出されれば行政機関は再び当初から審査を行わなければならないこととなり、円滑な行政運営を大きく阻害するおそれがあるものといわざるを得ない。このような点を踏まえると、行政機関が開示請求書を受け付けた後の開示請求者からの補正の求めは、情報公開法上にその根拠が置かれているわけでもなく、本来的に想定されているものではないというべきである。

(3) 4号請求文書の特定は適正なものであること

会計検査院は、検査の結果、法令、制度又は行政に関し改善を必要とする事項があると認めるときは、主務官庁その他の責任者に意見を表示し又は改善の処置を要求することができることとされ（会計検査院法第36条）、これらの内容は検査報告に掲記されて公表されている（同法第29条第8号）。そして、4号開示請求の請求内容のうち「2012年（平成24年）10月20日（土）～21日（日）に、新聞（朝刊）紙上で記事となった生活保護法における生業扶助の技能修得費での検査結果」とは、特定年月日の新聞に掲載されている会計検査院の検査結果を指すものと思料され、この検査結果は、会計検査院法第36条の規定に基づく処置要求（「生活保護における就労支援（生業扶助の支給）について」として、24年10月19日付けで厚生労働大臣宛てに公文書にて発遣されているものである。

また、開示請求書の「行政文書の名称」については、求める行政文書の正式の名称でなくとも、通称として用いられているものも含むとされ、行政機関の職員が、当該請求から開示請求者が求める行政文書を他の行政文書と識別できる程度の記載があれば足りるものと解されている。

これらの点を踏まえれば、処分庁が、4号開示請求に対して4号対象文書を特定したことは、妥当なものと思料される。

(4) 処分庁は開示請求書の記載の趣旨に適切に従って処分を行ったこと

3号不開示決定に関し、3号開示請求の開示請求書には「請求者（申請者）の請求する行政文書が存在していなければ、その不存在を文書として通知を行なって下さい。行政手続ルール上、必ず受付を行ない、判断を下して下さい。」との記載があることから、処分庁は、この趣旨に従い適切に不開示決定を行っていること、また、4号全部開示決定に関

し、処分庁は、4号開示請求の請求内容に従い適切に全部開示決定を行っていることは、前記(1)及び(3)の説明から明らかである。

そして、行政機関が開示請求の対象となる行政文書を保有していない場合は、開示請求書を受領する前に開示請求者に対してその旨を教示するなど適切な情報提供を行うことが望ましいものと解されている。しかし、情報公開制度に書面主義が採用されていることを踏まえれば、不存在である旨を処分として通知されることを求めていることが開示請求書上明らかにされているような場合においてまで、このような情報提供が必須となるものではないと解すべきである。

また、審査請求人は、3号開示請求において、行政文書が存在していなければ、不存在として、行政手続ルールに則って判断することを求め、処分庁は、この意向に沿って、3号不開示決定を行っている。さらに、処分庁は、4号開示請求に対して4号対象文書を特定する予定であることを審査請求人に事前に伝え、審査請求人は、処分庁からの依頼に従い、新たに開示請求手数料として300円分の収入印紙を処分庁宛てに送付した。これを受け、処分庁は、4号全部開示決定として4号対象文書を特定し、その全部を開示している。これらを踏まえれば、審査請求人が3号不開示決定及び4号全部開示決定について不服を示すことは、理解し難いものと言わざるを得ない。

#### (5) 諮問庁の所見

以上のとおり、3号不開示決定及び4号全部開示決定は適法かつ妥当なものである。

### 3 審査請求人の主張について

#### (1) 審査請求人に対する情報提供

審査請求人は、当初、新聞で取り上げられた厚生労働省の生活保護法における生業扶助の技能修得費に関する文書を求め、会計検査院に電話を掛けて尋ねたが、全て拒否されたと主張している。

しかし、審査請求人が新聞記事に関する何らかの文書を求めて会計検査院に電話で問合せを行ったことは事実であるが、同院担当者は、検査に関連する情報については「情報公開請求に対する審査基準」（平成18年3月29日会計検査院長決定）によれば不開示とすることとされていることを説明し、審査請求人はその説明に納得したものである。なお、開示請求を受けていない段階で、会計検査院が拒否することなど本来的にあり得ないことはいうまでもない。

#### (2) 4号請求文書の特定

審査請求人は、行政文書の定義として、不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものは除外されているにもかかわらず、4号開示請求に対する対象文書として特定された文書（4号対象文書）は、市販されているものであり、このような処分は不当であると主張している。

しかし、4号対象文書は、厚生労働大臣宛てに発遣された公文書の写しで、行政文書として管理されているものであり、それが検査報告及び関連書籍（「会計検査のあらまし」）と同様の内容であるにしても、処分庁が市販されているものを開示したということにはなり得ない。

### (3) 審査請求人のその他の主張

その他、審査請求人は、3号開示請求が間違いであるなら、処分を保留すべきであり、このような不開示決定通知書（3号不開示決定）を送ってくること自体、処分の無駄であるなどと主張しているが、これらについての諮問庁の所見は、前記2で説明したとおりである。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、平成24年（情）諮問第3号及び平成24年（情）諮問第4号を併合し、調査審議を行った。

- ① 平成24年12月20日 諮問書の收受
- ② 平成25年 3月 1日 諮問第3号及び第4号の併合
- ③ 同年 5月 9日 諮問庁から意見書を收受
- ④ 同年 6月17日 審査請求人から資料を收受
- ⑤ 同年 6月19日 審査請求人から意見書を收受
- ⑥ 同年 6月21日 審査請求人から追加意見書及び追加資料を收受
- ⑦ 同年 6月25日 委員交代に伴う所要の手続の実施、諮問庁（会計検査院第2局厚生労働検査第1課長ほか）からの口頭説明の聴取、4号対象文書の見分及び審議
- ⑧ 同年 7月23日 審議
- ⑨ 同年 8月12日 審査請求人から追加意見書及び追加資料を收受
- ⑩ 同年 8月30日 審議
- ⑪ 同年12月 2日 審議
- ⑫ 平成26年 4月21日 審議
- ⑬ 同年 6月24日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 平成24年（情）諮問第3号関係

#### (1) 3号請求文書について

3号請求文書は、3号開示請求の開示請求書の記載によれば、「2012年（平成24年）10月20日（土）～21日（日）に、新聞（朝刊）紙上で記事となった生活保護法における生業扶助の技能修得費での検査結果を受けて、会計検査院が内閣総理大臣または厚生労働大臣に対して行なった公表されていない行政内部の勧告文書。」であり、当該開示請求に対し、処分庁は、3号請求文書を作成しておらず、保有していないことを理由に不開示決定を行っている。

これに対し、審査請求人は、「3号請求文書として、何らかの文書が存在する可能性がある」などとして、3号不開示決定の取消しを求めているため、以下、3号不開示決定の当否を検討することとする。

#### (2) 3号請求文書の不存在について

諮問庁は、会計検査院には、行政内部において勧告する権限がないことから、行政内部の勧告文書を作成又は保有することはなく、仮に審査請求人が会計検査院法第36条の規定による処置要求を勧告と認識したものと解した場合でも、本件処置要求「生活保護における就労支援（生業扶助の支給）について」（厚生労働大臣宛ての公文書）は、3号開示請求の時点で既に公表されていたことから、3号請求文書は存在しないと説明している。

当審査会において会計検査院の業務内容及び権限並びに同院のホームページに掲載されている公表資料を確認するなどして調査した結果、このような諮問庁の説明に特段不自然な点は認められず、同院において3号請求文書を保有していないとする諮問庁の説明は納得することができる。

なお、今後、本件のように、会計検査院において請求文書を保有していない場合であっても、同院が保有する文書について明らかな誤解がある場合は、たとえ開示請求書に請求文書が存在しないときは不存在の通知を求める旨の記載があるとしても、処分庁は、開示請求に係る手続において、原則として、開示請求者に対し、誤解があることをあらかじめ説明するなど、より適切な対応が望まれる。

#### (3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々の主張をするが、いずれも当審査会の結論を左右するものとは認められない。

(4) 3号不開示決定の妥当性について

以上のことから、会計検査院において3号請求文書が存在すると認める理由はないので、不存在を理由とした3号不開示決定は妥当であると判断した。

2 平成24年（情）諮問第4号関係

(1) 4号対象文書について

4号請求文書は、4号開示請求の補正後の開示請求書の記載によれば、「2012年（平成24年）10月20日（土）～21日（日）に、新聞（朝刊）紙上で記事となった生活保護法における生業扶助の技能修得費での検査結果を受けて、会計検査院が会計検査院法第36条に基づいて作成された行政文書。」であり、当該開示請求に対し、処分庁は、会計検査院法第36条の規定に基づく処置要求「生活保護における就労支援（生業扶助の支給）について」（24年10月19日付け厚生労働大臣宛ての公文書）の全文の写し（4号対象文書）を特定し、その全部を開示する決定を行っている。

これに対し、審査請求人は、4号対象文書は市販物であって行政文書ではないにもかかわらず情報公開法に基づいた処分を行っており不当であり、また、4号対象文書以外に4号請求文書が存在するはずであるなどとして、4号全部開示決定の取消しを求めているため、以下、4号全部開示決定の当否を検討することとする。

(2) 4号対象文書の特定の妥当性について

ア 諮問庁は、4号対象文書を特定したことについて、次のとおり説明している。

(ア) 会計検査院は、会計検査院法第36条の規定により、検査の結果、法令等に関し改善を必要とする事項があると認めるときは、主務官庁等に対して処置要求等を行うことができるとされている。そして、4号開示請求の請求内容のうち「2012年（平成24年）10月20日（土）～21日（日）に、新聞（朝刊）紙上で記事となった生活保護法における生業扶助の技能修得費での検査結果」とは、特定年月日の新聞に掲載されている検査結果を指すものと思料され、この検査結果は、会計検査院法第36条の規定に基づく処置要求（「生活保護における就労支援（生業扶助の支給）について」として、24年10月19日付けで厚生労働大臣宛てに公文書にて発遣されているものである。

また、開示請求書の「行政文書の名称」については、正式な名称

である必要はなく、行政機関の職員において開示請求者が求める行政文書を他の行政文書と識別できる程度の記載があれば足りると解されている。

- (イ) 4号対象文書は、厚生労働大臣宛てに発遣された公文書の写しで、行政文書として管理されているものであり、それが検査報告及び関連書籍（「会計検査のあらまし」）と同様の内容であるにしても、処分庁が市販されているものを開示したということにはなり得ない。

これらの点を踏まえれば、処分庁が、4号開示請求に対して4号対象文書を特定したことは妥当なものである。

- イ 当審査会において4号対象文書を見分するなどして調査した結果、次の理由から、会計検査院において、4号対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められない。

- (ア) 情報公開法における「行政文書」とは、情報公開法第2条第2項において、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているものをいうと規定されており、また、同項ただし書第1号には、官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものは行政文書から除くこととされている。

そして、4号対象文書は、市販されている「平成23年度決算検査報告」及び「会計検査のあらまし－平成24年会計検査院年報－」の記載内容と同様の内容ではあるものの、それ自体ではなく、また、会計検査院第2局厚生労働検査第1課において行政文書ファイル「平成23検査報告年度意見表示・処置要求」につづられている行政文書であると認められる。

- (イ) 審査請求人は、会計検査院が4号対象文書の原本である厚生労働大臣宛ての公文書のみを発遣することはなく、通知文書等に添付する方法によるはずであり、4号対象文書の外に特定すべき文書が存在すると主張している。

しかし、諮問庁によると、会計検査院法第36条の規定に基づく処置要求が記載された公文書は、それ自体を主務官庁等宛てに発遣するものであり、4号対象文書の原本である厚生労働大臣宛ての公文書についても、同様に、当該公文書のみを厚生労働大臣宛てに発遣したもののことである。

このような諮問庁の説明に特段不自然な点は認められず、また、この他4号対象文書以外に4号請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情は認められない。

ウ なお、審査請求人が3号不開示決定は処分が無駄であると主張していることなどを鑑みると、審査請求人にとっては、なぜ、3号開示請求と4号開示請求を1件の開示請求として取り扱うことができずに別々の開示決定等が行われたのかについて理解を十分に得られていないと考えられる。今後、本件のような「補正の申立て」が行われた場合は、処分庁において、「補正の申立て」と当初の開示請求とはその趣旨・内容が異なるものであるため、補正はできず、1件の開示請求として取り扱うことはできないことを丁寧に説明するなど、より適切な配慮が望まれる。

### (3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、4号対象文書には会計検査院長の公印や割り印がない一方で、厚生労働省に対する開示請求の結果、厚生労働省が保有する公文書には同院長の公印や割り印が存在することが判明したことから、4号対象文書が行政文書として管理されているという諮問庁の説明は虚偽であると主張している。

しかし、諮問庁によると、4号対象文書は、最終的な検査官会議の議決を経て処置要求の記述内容が確定した後、会計検査院長の公印や割り印を押印する前に、その写しとして作成されたものであり、当該写しを行政文書として保有しているとのことである。

当審査会において4号対象文書を見分した結果、このような諮問庁の説明に特段不自然な点は認められず、また、諮問庁の説明を覆すに足りる事情も認められないため、審査請求人の主張を採用することはできない。

また、審査請求人は、その他種々の主張をするが、いずれも当審査会の結論を左右するものとは認められない。

### (4) 4号全部開示決定の妥当性について

以上のことから、会計検査院において4号対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、4号対象文書を特定した4号全部開示決定は妥当であると判断した。

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会  
委員 山 舗 弥一郎

委員 山 岸 敬 子  
委員 大 塚 成 男